

ジョブセンターまえばし指定管理者募集に係る質問回答書

令和8年8月20日更新

Ｎｏ．１

件名	指定管理料目安(年4, 700万円)の積算前提について
資料名等	[資料名]: 募集要項 [ページ・項目]: P. 3 [資料名]: 仕様書 [ページ・項目]: P. 2-5 指定管理者が行う業務、P. 4-2 施設および設備等の維持管理業務、P. 9-3 指定管理にかかる経費
質疑内容	指定管理料目安(年4, 700万円・税込)には、必置人員5名以上(事務2名、カウンセラー2名、アドバイザー1名)の人件費および保守・清掃・警備等の委託費が全て含まれる想定でしょうか。 また、特定事業に対する市の別途予算措置の有無をご教示ください。
回答 (R8.8.17)	募集要項及び仕様書に定める指定管理業務については、募集要項に示した指定管理料の範囲内で実施することを想定しています。 従って、指定管理料の目安額（年額4, 700万円）には、仕様書P. 10-（2）-①から④に示した人件費、管理費、事業費、指定管理業務引き継ぎにかかる経費、その他指定管理を行うために必要な経費を含むものとして積算しています。 なお、現時点において、本公募の対象業務に関連する特定事業について、市が別途予算措置を行い、指定管理者へ委託する予定はありません。

Ｎｏ．２

件名	物価・光熱水費高騰に伴う改定基準について
資料名等	[資料名]: 募集要項 [ページ・項目]: P. 11-（分担表）
質疑内容	募集要項P. 11※1「著しい物価変動時の別途協議」に関し、昨今の光熱水費等の高騰を踏まえた協議・改定の具体的な運用基準(例:〇%以上の高騰等)をご教示ください。
回答 (R8.8.17)	募集要項分担表に記載のとおり、著しい物価変動が発生し、収支計画に多大な影響を与える場合は別途協議することとしています。 現時点において、協議開始の具体的な数値基準や上昇率は定めておらず、社会経済情勢、変動内容及び事業への影響を総合的に勘案し、本市の他施設と調整の上、個別に判断します。

Ｎｏ．３

件名	過去3年間の実績について
資料名等	[資料名]: 募集要項

	[ページ・項目]: P. 11-分担表、P. 12- (別記) 提出書類一覧表 [資料名]: 仕様書 [ページ・項目]: P. 7-5 ジョブセンターの活用および利用に関する業務、P. 9-6 共益費の収受 [資料名]: その他 [ページ・項目]:
質疑内容	精度の高い収支計画策定のため、過去3年間(令和5～7年度)の「①光熱水費実績」「②10万円以下の修繕費実績」「③会議室等利用料金収入」「④入居団体からの共益費収受額」をご提示いただくことは可能でしょうか。
回答 (R8.8.17)	過去3年間の実績については、応募者間の公平性確保の観点から、次の項目を参考資料として公表します。 ・共益費収入、光熱水費、修繕費実績 ・会議室等使用実績

No. 4

件名	併設ハローワークとの費用分担について
資料名等	[資料名]: 仕様書 [ページ・項目]: P. 2-5 指定管理者が行う業務、P. 5-3 総合的就職支援事業、P. 9-6 共益費の収受
質疑内容	併設するハローワークなどの専有部・共用部にかかわる維持管理経費（光熱水費、清掃・警備費等）は、本指定管理料に含まれる想定でしょうか。
回答 (R8.8.17)	施設全体の維持管理については、仕様書に基づき指定管理者が実施することとしています。なお、ハローワーク等の入居団体については、仕様書に定めるとおり施設の維持管理に要する共益費（管理費）を収受することとしています。 共益費の主な内訳は以下のとおりです。 ・光熱水費 ・警備委託費 ・清掃委託費 ・施設設備保守点検費 ・損害賠償責任保険料

No. 5

件名	12条点検費用・点検記録の開示、および修繕負担区分
資料名等	[資料名]: 募集要項 [ページ・項目]: P. 11- (分担表) [資料名]: 仕様書 [ページ・項目]: P. 4-2 施設および設備等の維持管理業務
質疑内容	仕様書P. 4の建築物点検（12条点検）費用の負担主体をご教示ください。ま

	た、適切な維持管理計画策定のため、過去の定期点検（１２条点検）の記録・点検結果をご提示いただくことは可能でしょうか。あわせて、点検により生じた１０万円超の修繕費は市負担の認識で相違ないかご教示ください。
回答 (R8.8.17)	建築基準法第１２条に基づく点検については、仕様書に定める指定管理業務に含まれますので、指定管理者負担となります。 また、過去の点検記録及び点検結果については、応募者間の公平性確保の観点から、過去３年分の定期点検結果報告書及び点検結果表を参考資料として公表します。その他詳細については、現地説明会及び産業政策課窓口にて閲覧可としますので、事前に産業政策課へ連絡、予約のうえ閲覧してください。 なお、修繕費の負担区分については、募集要項Ｐ．１１－（分担表）のとおり、工事及び修繕費が概ね１０万円以下の場合は指定管理者負担とし、概ね１０万円を超える場合は、市と指定管理者が協議の上決定します。

Ｎｏ． 6

件名	夜間開館（１８：００～２１：００）の運用実績
資料名等	[資料名]：仕様書 [ページ・項目]：Ｐ１．－２施設の概要
質疑内容	適切な人員配置計画策定のため、直近１年間における夜間開館（１７：００以降の開館）の実績頻度（月平均日数等）をご教示ください。
回答 (R8.8.17)	直近１年間の夜間利用実績については、Ｎｏ．３の回答をご参照ください。

Ｎｏ． 7

件名	ホームページ(HP)・SNS・データベース等の引き継ぎ
資料名等	[資料名]：仕様書 [ページ・項目]：Ｐ．６－３総合的就職支援事業－（１）事業内容－⑤、Ｐ．１１－５業務実施に付随して指定管理者が行う事項等
質疑内容	既存利用者の支援継続と効率的な周知のため、以下ご教示ください。 ①現行HPのドメイン、Web資産、公式SNSアカウントの権限は新指定管理者に引き継がれますか。 ②会員情報や登録者データベース等は個人情報保護に配慮のうえ引継がれますか。 ③仮に新設が必要な場合、初期構築費は指定管理料に含まれますか。
回答 (R8.8.17)	①現在運用しているホームページのドメイン及びSNSアカウントは引き継ぎを予定していません。新たなホームページやSNSを運用する場合は、指定管理者において構築及び運営してください。 ②利用登録者情報、キャリアカウンセリング情報その他指定管理業務の遂行に必要なデータについては、個人情報保護関係法令等を遵守した上で、引継ぎを予定

	しています。 ③ホームページ、SNS等の構築及び運営に必要な経費については、指定管理業務に必要な経費として収支計画に計上してください。仕様書において、ホームページ及びデータベースの開発・運営に係る経費は指定管理業務の対象経費としています。
--	---

№ 8

件名	「総合的就職支援事業」の過去実績・KPIおよび今後5年間の期待目標について
資料名等	[資料名]: 仕様書 [ページ・項目]: P. 5-3 総合的就職支援事業、P. 7-4 市内企業人材確保支援事業、P. 10-4 報告業務
質疑内容	仕様書P. 5～7の「総合的就職支援事業」および「市内企業人材確保支援事業」に関し、実効性の高い事業計画書(様式6)を作成するため、以下をご教示ください。 ①各事業項目(キャリアカウンセリング、各種セミナー、企業見学会・インターン、職場定着支援、企業訪問等)における過去3年間(令和5～7年度)のKPI(設定目標値)およびその達成実績をご提示いただくことは可能でしょうか。 ②仕様書P. 10、12に「KPI(目標値)は市と協議の上設定する」とありますが、今後5年間(令和9～13年度)において市が期待・想定している定量的目標値(来所者数、カウンセリング件数、就職決定数、企業支援件数等)の目安があればご教示ください。
回答 (R8.8.17)	①過去3年間の年度計画書及び事業実績については、応募者間の公平性確保の観点から、参考資料として公表します。 ②令和8年度までは、市及び指定管理者間でKPI(目標値)の設定は行っており、今回の指定管理者公募から、目標値については市と指定管理者が協議のうえ設定することを予定しています。 なお、現時点において市が想定している目標値の一例として、就職決定者数年間520人を目標としております。そのほかの目標項目及び数値については、指定管理者からの提案内容を踏まえ、協議のうえ設定する予定です。 応募に当たっては、事業効果を踏まえた適切な目標値及び達成方策をご提案ください。

№ 9

件名	備品リスト(備品台帳)の事前開示および立会確認について
資料名等	[資料名]: 仕様書 [ページ・項目]: P. 9-7 業務関連事項-(3) 備品、P. 11-5 業務実施に付随して指定管理が行う事項等-(1) 指定管理開始前の準備

質疑内容	備品リストの事前開示の可否、および引継ぎ時の現物確認実施についてご教示ください。
回答 (R8. 8. 17)	市所有備品については、応募者間の公平性確保の観点から、備品台帳を参考資料として公表します。 なお、指定管理者の指定後に実施する引継ぎにおいては、市及び現指定管理者立会いのもと、備品の状況確認及び業務引継ぎを実施する予定です。詳細な引継ぎ方法については、指定管理者決定後に協議します。

Ｎｏ．１０

件名	利用料金の減免に関して
資料名等	[資料名]：募集要項 [ページ・項目]：P. ３－５指定管理に係る基本的事項－（３）施設利用料金及び事業収入の取扱い－②利用料の減免
質疑内容	「利用料金制度を採用するジョブセンターにおいては、指定管理者が利用料金の減免をすることができますが、この場合、あらかじめ市長と協議を行うものとします」とあります。 貴市および関係機関が利用する際、指定管理者の収入の一部となることを踏まえ、基本的には「減免をしない」ことを想定しています。このような方針や判断は適切でしょうか？
回答 (R8. 8. 20)	募集要項に記載のとおり、利用料金の減免については、指定管理者が実施することができますが、その場合はあらかじめ市長と協議を行うものとしています。 なお、本施設は市の公の施設であることから、市や関係機関が施設を利用する場合については、施設の設置目的や利用内容等を踏まえ、減免を基本とすることを想定しています。 一方で、減免を行わず利用料金を徴収することを提案する場合は、その考え方や必要性に加え、徴収した利用料金の活用方法及び施設利用者への還元方法等について、具体的にご提案ください。

Ｎｏ．１１

件名	指定管理料に関して
資料名等	[資料名]：募集要項 [ページ・項目]：P. ３－５指定管理に係る基本的事項－（５）指定管理にかかる経費 [資料名]：その他 [ページ・項目] 総務省通知等
質疑内容	昨今の社会情勢に起因する物価高騰や賃上げに関して、指定管理者の経営努力による効率化を踏まえたとしても限界があると考えております。 当該施設が担う役割において「適切な公共サービスの質」を担保するため、貴

	市ではどのような指針をお持ちでしょうか？
回答 (R8. 8. 20)	昨今の物価高騰や賃金上昇、総務省からの通知内容については市としても十分認識しています。 指定管理料の目安額（年額４，７００万円）は、業務内容及び人員体制の見直しを行った上で、過去３年間の指定管理料の決算実績を参考とし、人件費上昇等の影響を考慮して積算したものです。また、この額は市場環境や市の財政状況を踏まえつつ、公共サービスの質を確保しながら持続可能な運営が可能となるよう設定しています。 さらに、今回の公募では、指定管理料のほか、会議室等の利用料金収入、就職活動支援用品及び来館者の利便性向上に資する物品販売収入、自主事業収入等を新たに指定管理者の収入とすることができるものとしておりますので、指定管理者制度の趣旨に基づき、民間事業者のノウハウや創意工夫を活かし、この要件下においてどのような体制や手法により効果的かつ効率的な事業を展開できるかをご提案ください。 なお、著しい物価変動等により収支計画に大きな影響が生じた場合は、募集要項に記載のとおり、市と指定管理者が協議を行うこととしています。